

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	事業場管理業務における騒音(振動)氏名等変更届等に係る電子申請サービスの導入について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第17条第1項第4号(電子計算機の外部結合)

【事前報告】

第14条第1項(個人情報の電子計算機処理の委託)

(担当部課：環境土木部環境保全課)
担当係 公害指導係 担当者 土井 内線(4323)

事業の概要

事業名	事業場管理
担当課	環境保全課
目的	公害の規制・指導
対象者	事業者
事業内容	<p>公害の発生を未然に防ぐため、騒音規制法・振動規制法や都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に種々の規制や基準が設定されており、事業主に届出や報告を求めている。</p> <p>1．既に設置している特定施設の氏名等の変更の届出 空気圧縮機や送風機などの特定施設を設置している法人の代表者名の変更など 平成18年度実績55件</p> <p>2．特定施設に係る届出者の地位の承継の届出 特定施設の所有者の変更 平成18年度実績8件</p> <p>3．燃料の使用量・種類の報告 事業所における重油の使用量・種類 平成18年度実績80件</p>

(調査票別紙:電子申請関係)

個人情報の電子計算機による処理の委託等(第14条第1項)・・・事前報告
コンピュータの外部との結合(第17条第1項第4号関係)・・・諮問事項

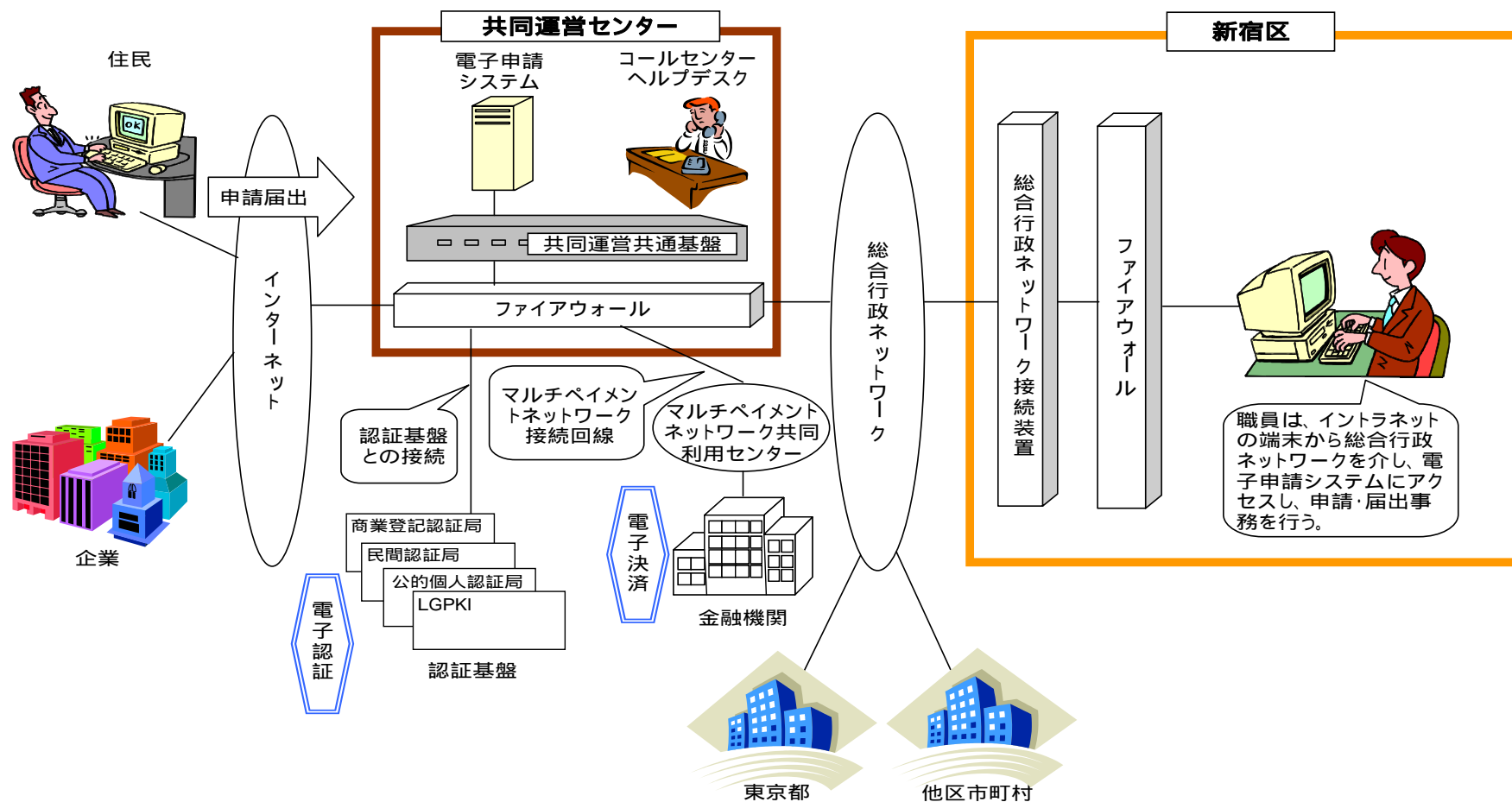
件名 事業場管理業務における騒音(振動)氏名等変更届等に係る電子申請サービスの導入について

保有課	環境保全課	
登録業務の名称	事業場管理	
電子申請サービスを導入する理由	急速な情報通信技術の発展、インターネットの普及といった社会のIT化の進展に対して、新宿区は、住民の利便性の向上を目的として電子申請サービスを行っている。電子申請サービスは、住民等がインターネットを利用して24時間いつでもどこからでも申請届出ができるサービスである。これに本業務に係る申請手続きを追加する。	
電子計算機の結合及び処理委託	委託・結合の相手先	結合先は東京電子自治体共同運営センター 委託先は当該センターの運用を行う次世代電子自治体推進企業体 代表企業:東日本電信電話株式会社 構成企業:エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、日本電気株式会社、トランスコスモス株式会社
	委託内容	共同運営センターの運用(電子申請サービス提供・データ管理、サーバ機器・ネットワークの運用管理、コールセンターの運用、障害保守対応等)
	結合形態及び処理項目	LGWAN回線を利用して、共同運営センターのサーバとイントラネット端末を接続し、資料1申請手続別個人情報項目一覧記載の情報項目の処理を委託し、申請データの受付審査取込処理を行う。(資料2のとおり)
	委託・結合理由	共同運営センターは、申請届出の受付窓口機能であり、区はLGWAN回線を利用して申請データを共同運営センターから取得し審査処理を行うものである。このことから、東京電子自治体共同運営センターと結合し処理するものである。 なお、システムの構築・引用にあたっては、開発当初より共同運営サービス提供事業者である上記構成企業体に委託しているため、本業務を追加して委託するものである。
	委託・結合の開始時期・期限	平成20年3月(予定)から(以降継続)
	結合における情報保護対策	資料3 システム安全対策の概要のとおり
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり東京電子自治体共同運営協議会策定の情報セキュリティポリシーの遵守、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。また、別紙「特記事項」を付す。	
受託事業者としての情報保護対策	プライバシーマークの基準による	

付属資料1:申請手続別個人情報項目一覧 (= 入力必須項目、 = 入力任意項目)

	担当課 / 業務名	申請手続名	電子申請に係る項目			現行(紙による申請)と同じ申請項目					備考	
			個人情報			個人情報						
			ID	パスワード	電子メールアドレス	住所	代表者氏名	電話番号	その他個人に関する情報項目 (事業運営に関する情報を含む)			
1	環境保全課 / 事業場管理	騒音(振動)氏名等変更届									変更の内容、変更年月日、変更の理由、工場又は事業場の名称、工場又は事業場の所在地	
2	環境保全課 / 事業場管理	騒音(振動)承継届									工場又は事業場の名称・所在地、特定施設の種類・設置場所、承継の年月日、被承継者、承継の原因、被承継工場又は事業場の名称	
3	環境保全課 / 事業場管理	燃料調査書									事業場名、法人名、担当部課、担当者、燃料使用量、燃料の種類、施設一覧	添付書類あり 試験成績表(代表性状表)
4												
5												

資料2：電子申請ネットワーク関連図



総合行政ネットワーク(LGWAN)・・・国と都道府県、市区町村を結ぶ専用線によるネットワーク
 ファイアウォール(侵入防御装置)・・・外部のネットワークから内部のシステムに不正侵入が行われないように設置される防御装置
 マルチペイメントネットワーク(MPN)・・・金融機関と収納機関(料金を受け取る側の団体)をネットワークで結ぶことによって、利用者がパソコン・携帯電話・ATMなど、様々な手法を利用して、公共料金や税金の支払いを24時間いつでも、どこからでも行うことを可能にする電子決済の仕組み。
 認証基盤・・・申請者等が発信した電子文書等が真に当該申請者によってなされたものかどうか、また送信途上で文書が改ざんされていないかどうかを確認するため区が文書等が発信する場合はLGPKI、個人の場合は公的個人認証、法人の場合は商業登記に基づく電子認証又は民間認証局の電子認証のサービスを利用する。

付属資料3：システム安全対策の概要

電子申請サービスは、通信回線を通じてシステムを結合する（住民等 共同運営センターの間はインターネット、共同運営センター 区の間は LGWAN 回線）ため、次の安全対策を講じる。

1. 東京電子自治体共同運営協議会策定の情報セキュリティポリシー、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守して、システム開発、運用を行う。
2. 通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
3. インターネット側と共同運営センター内ネットワークとは分離すること。ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、ウィルス対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
4. 共同運営センター内の機器等は冗長構成（信頼性向上のため予備機を設置）とする。また、入退室管理・データへのアクセス制限等により、共同運営センター内部からの情報資産の危殆化を防止する。
5. 共同運営システムにおけるシステム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等について、監視・アクセス等のログを取得する。取得したログは、定期的に分析を行う。
6. 業務担当職員ごとに交付される ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者（他の自治体・他の業務担当者等）による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
7. 利用者に交付される ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。

特記事項

(基本的事項)

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。